

2021年12月15日
トヨタ車体健康保険組合
理事長 八重口 敏行



トヨタ車体健康保険組合の規約変更について

組合の規約を下記のとおり2021年11月11日開催の組合会の議決・承認を得て、東海北陸厚生局へ届出書を提出したところ、2021年12月7日に認可されたので公告します。
詳細は別添の新旧条文対照表のとおり。

記

変更後の施行日	2022年 1月 1日
変更条文	第36条の2、第44条、第45条の2、 第61条の1および第61条の4
変更内容	常務理事及びその職務 (第36条の2) 組合員の範囲 (第44条) 標準報酬 (第45条の2) 延長傷病手当金付加金 (第61条の1、第61条の4)

以上

規約新旧条文対照表

新	旧
<p>(常務理事及びその職務) 第36条第1項 略 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を<u>掌理</u>す</p> <p>(組合員の範囲) 第44条 この組合は、第4条に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者(その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者(以下、「任意継続被保険者」という。))を含む。)を組合員の範囲とする。</p> <p>(標準報酬) 第45条 第1項 略 2 <u>法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額(ただし、その額が別表1左欄に掲げる額であるときは、同表中欄に定める額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額)とする。</u></p> <p>(延長傷病手当金付加金) 第61条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法第99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、引き続き療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することのできない期間、延長傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の平均額の三十分の一に相当する額の100分の80(ただし、支給をはじめた日から<u>通算</u>して1年を経過したときは100分の40)に相当する額を支給する。 第2項～第3項 略 4 <u>延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、傷病手当金の支給満了日の翌日から通算して1年6ヶ月を限度として支給する。</u> 第5項 略</p> <p>附 則 (施行期日) 第1条 この規約は、令和4年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 第2条 <u>施行日前に被保険者資格を喪失した任意継続被保険者の標準報酬月額の算定方法については、なお従前の例による。</u> 第3条 <u>施行日前に支給期間を満了した傷病手当金に係る延長傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(常務理事及びその職務) 第36条第1項 略 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を<u>処理</u>す</p> <p>(組合員の範囲) 第44条 この組合は、第4条に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者(その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。)を組合員の範囲とする。</p> <p>(標準報酬) 第45条 第1項 略 2 <u>法第47条第1項第2号の規定に基づく法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬の基礎とするその者の保険者の管掌する前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲において定める額は、この組合につき、当該平均した額の100分の100に相当する額とする。</u></p> <p>(延長傷病手当金付加金) 第61条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法第99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、引き続き療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することのできない期間、延長傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の平均額の三十分の一に相当する額の100分の80(ただし、支給をはじめた日から<u>起算</u>して1年を経過したときは100分の40)に相当する額を支給する 第2項～第3項 略 4 <u>延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、延長傷病手当金付加金の支給をはじめた日から起算して1年6ヶ月を経過したときは支給しない。</u> 第5項 略</p>

規約新旧条文対照表

新			旧
(別表1) 任意継続被保険者の標準報酬月額			
資格喪失時の標準報酬月額	標準報酬月額の基礎となる報酬月額	標準報酬月額	
500千円	500千円	500千円	
530千円	500千円	500千円	
560千円	500千円	500千円	
590千円	530千円	530千円	
620千円	530千円	530千円	
650千円	560千円	560千円	
680千円	560千円	560千円	
710千円	590千円	590千円	
750千円	590千円	590千円	
790千円	620千円	620千円	
830千円	620千円	620千円	
880千円	650千円	650千円	
930千円	650千円	650千円	
980千円	680千円	680千円	
1,030千円	680千円	680千円	
1,090千円	710千円	710千円	
1,150千円	710千円	710千円	
1,210千円	750千円	750千円	
1,270千円	750千円	750千円	
1,330千円	790千円	790千円	
1,390千円	790千円	790千円	